

7 輸 国 第 4955号

関税割当公表第66号の2

令和8年度のとうもろこし（コーンスターチ用以外）の関税割当て
について

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号）
第6条の規定に基づき、とうもろこし（関税暫定措置法施行令（昭和35年政令
第69号）第3条に規定するところにより飼料用に供するものを含むものとし、
関税込率法（明治43年法律第54号）第13条第1項の規定の適用を受けるもの
及びコーンスターチの製造に使用するものを除く。以下同じ。）の関税割当てに
関する事項を下記のように定めます。

令和8年4月1日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、用途、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品 とうもろこし（関税暫定措置法（昭和35年法律第36
号）別表第1第1005.90号に規定するもののうち、コーンスターチの製造
に使用するもの以外のもの）

2 用途及び割当数量

(1) 単体飼料用（丸粒）	353,800 トン
(2) エチルアルコール及び蒸留酒用	64,800 トン
(3) コーンフレーク用	1,500 トン
(4) コーングリッツ、コーンミール 及びコーンフラワー用	114,800 トン

(5) その他用 14,800 トン

合計割当数量 549,700 トン

3 通関期限 令和9年3月31日

第2 その他

関税割当申請書の提出先及び提出の時期、添付書類その他手続に関し必要な事項並びに割当ての基準に関する事項については、令和8年度のとうもろこし（コーンスターチ用以外）の関税割当てについて（令和8年3月11日付け7輸国第4686号関税割当公表第66号）によるものとする。